

琉球大学学術リポジトリ

原稿：『植民及植民政策』 第一章および第二章
植民地の概念

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 『植民及植民政策』の原稿と思われる。植24より第二章 資料形態: B4原稿用紙 キーワード (En): 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38365

矢内原忠雄文庫

史料名	原稿『植民及植民政策』第一章および第二章 植民地の概念(植15～植45)
封筒番号	436
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月/8日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号：436

史料名	原稿『植民及植民政策』第一章および第二章 植民地の概念(植15～植45)
資料形態	B4原稿用紙
枚数	31
页数	31
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	植民 『植民及植民政策』の原稿と思われる。 植24より第二章 今泉分類記号：Y

強制的特征是
植民地を得るか

質的植民地を以て、自由なる移住者に
んは強制的移住は植民地は自由
移住の必要を要するから
マルクスは
質的植民地を以て、自由なる移住者に
んは強制的移住は植民地は自由
移住の必要を要するから
マルクスは

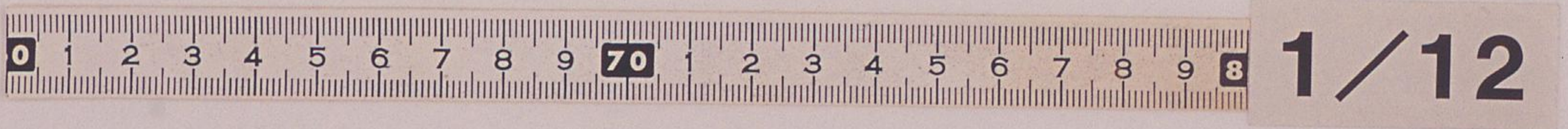
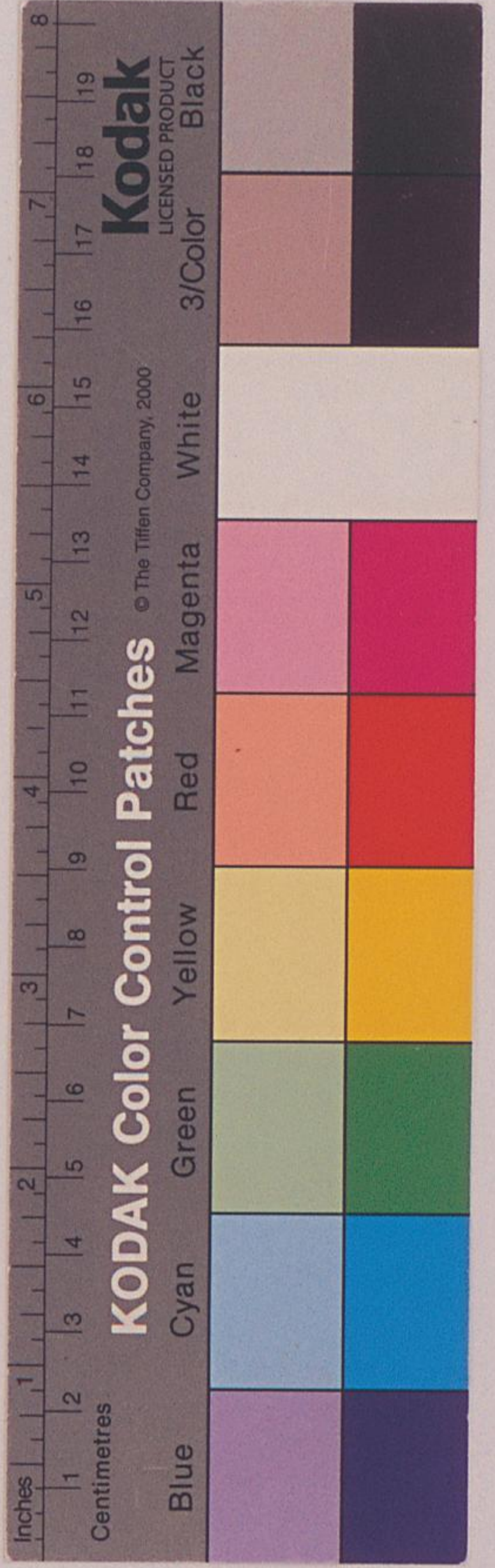
強制的特征是
植民地を得るか

質的植民地を以て、自由なる移住者に
んは強制的移住は植民地は自由
移住の必要を要するから
マルクスは

強制的特征是
植民地を得るか

質的植民地を以て、自由なる移住者に
んは強制的移住は植民地は自由
移住の必要を要するから
マルクスは

ATHENA (4) 6/23 山本 命出書. P.44-45.



今園便は自由なると要^すらる^る。ア
 七才大強判的程便を以て植民にあらがと為す
 能にすは植民は自覚的^{意志}及^高高有る
 持上國民的有る目的的存在を要件とせ^{せらる}るが故
 である。併し乍ら、植民の本質を以て所なる
 地域に於ける協便死多群の治御にありとすは
 此、其の轉位は五等二行の^階階に拘^らず、
 轉位は必ずしも自由のたると要^らない。強判
 的に轉位せしむたる犯罪人(所謂刑罰植民地)
 又は外籍官にありとすは植民現象は成立し得^る

植民せざる、然や地、並に「奴隷制廢止の廢止によ
 り之諸國條の全変革したる旧時ノ裁植地」と
 意味をた。能は植民地社寫に就て、其の生産
 者は自^{資本家に依る}己中^{資本家に依る}労働条件の所有者として^{資本家に依る}資本
 依る^{資本家に依る}こととす。自^{資本家に依る}己の労働の効果を収む
 る^{資本家に依る}自由の生産者關係と稱^{資本家に依る}し、かくの如き
 社寫^{資本家に依る}能は資本家的生産^{資本家に依る}能^{資本家に依る}なり。
 始的蓄積を行はざる、なめには、その自由の生
 産及び相互關係の強判的^{資本家に依る}極限^{資本家に依る}の^{資本家に依る}中^{資本家に依る}にあらがと為す
 のあることと論じた^{資本家に依る}。此^{資本家に依る}に、^{資本家に依る}植民地の社^{資本家に依る}

ATHENA (4) ²⁴ Marx, K. 前出書 S. 642. Das Kapital. Bd I. S. 692 (Volksausgabe)
²⁵ Franz, A. Das Wesen der Kolonisation. (Zeitschrift für Kolonialpolitik, Kolonialrecht, und
 Kolonialwirtschaft, August 1907. S. 616-617)

(4) 社会的経済的
的傾向
あり

経済的治御

實のと思ふ。

(4) 植民は社会的経済的治御の現象である。

近世植民地を意味する近世改河湾の母語たる

ラテノ語 Colonia の語源 Colonie は土地の耕作開

拓を意味する。植民地たる地域は人口未だ稀

密ならず或は土地の利用の十分存をも通

常とするから、農業植民地社会群の主たる経

済的治御である。多量に之を必し植

民の治御の全部にはない。或は鑛業、工業又

は商業的治御たるを妨げないのみならず、又

労力は
投資は

社会的治御

必ずしも自ら治御有たるを要しない。投資は

資本として居住社会群に提供せしめ自ら投資

経営の任に在るも亦可なり。而して経済的

側面は植民地治御に於て甚だ重要なる地位を占む

れども、又その全部にはあらず。植民は社会

生活の全体に及び、是は一つの特殊な社会生活

(用器発展)の進歩を意味する。植民者はその所在る環境

に於てその社会的治御像に、變動を生かへ、

くもや。居住者によりては如何。又居住者と

居住者とは如何なる特殊の結合関係に入るや

征服は植民にあ
る。

法律博覧言語教育(植民)

方面

(5) 社会政策による
一時的又は個人的移
住

植民は社会的結合の
富の生産関係に居せし
又は政治的支配は植民
の治御が純粹に政治的
單に官更大了限り、一
も植民地にはあらず
的植民は社会現象であ
て要するが故に、一時
は植民にあらず。一の
このてあらず。

社会的自然性
の自然性

植民は社会現象なりとい
人の行為の綜合たるを
識的に行部する。是は
何れも社会群の治御は
の行為の上に、或はそ
然の養育の過程と歩む
的治御は、
秘なる生活力の曲折を
時は自然と攝る。その
系統指の必然の要求

ATHENA (4) Keller. 前出書. P. 1.

träger

植民地概念の政策的
的描画の説

植民地概念の政策的描画の説

自來の現象として見ると得る。植民地は或る目的
 を有し得る。而してその目的の設定は(進歩)自
 己の社会生活力の必然的要求である。植民地は
 かくの如き意味に於て一の社会的(必然)現象に
 ある。

かく植民地のいふのは、植民地概念の政策的決定
 に反對するものがある。即ち(フランツ)は曰く、「植
 民地は苗木を養成して森林を植栽する植民者の
 仕事に喩ふべきものである」。植民地は國民経済
 政策的なる企業にして、……凡て自己の國民経済

國民経済及び自國文化の利益となすべき目的
 を有する」と。²⁷⁾ ツエツフルは植民地の定義に於いて
 用いたる「國民、國民の一部、本國、母國 (Volk, Völkchen,
 Heimat, Mutterland) 等は不正確なる概念なり」と
 之を排斥し、「植民地は國家概念に基き植民地を以
 及び世界政治的目的をもつ、國家 (Staat) の外
 行政區域」と為した。²⁸⁾ ツエドナー
 民の主体は國家なりと言ふ。²⁹⁾ 之に和して植
 民の主体的親密を放棄して形式的國家權力を基礎
 とする形式的解釈を有するものがあるから、植

ATHENA (4) 26) Franz. 前掲書 S. 604. 630. (Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3te Auflage, Bd. 5, 5930.)
 27) Zoepfl, G. Kolonien und Kolonialpolitik. (Koloniales Rundschau, 1914, Heft 2, S. 89.)
 28) 29) Zedner, Zum Begriffe der „Kolonie und des Schutzgebietes.“ (Koloniales Rundschau, 1914, Heft 2, S. 89.)

植民地の学問的研究の内容

民の社会的本質を明かにするを得ずと思考する
 のが、植民地の、国家又は政府を信じて西洋の
 特殊目的追求の政策的見地の下に植民地を計画
 し実行せしむる可なりは、既に植民地を、故
 の、救済が先行的に決定せざるを要する。故に
植民地なる社会現象の本質を明かにするに植民
政策的見地より出づるは未だ顛倒であらう。
植民地ありて植民政策あり。政策ありて始りて
植民地なる現象を生ずるべきではない。

二行
 三行
 四行
 五行

植民地は以上の如き本質を有する社会現象であ
 る。故に之を研究の對象として、社会的諸科
 学の一部として植民地の学問的研究を成立す
 る。植民地の研究は植民現象の発生、その社会
 的特徴、その価値、植民地に關する政策等の諸
 問題を包含するものであり、その中心も重要な
 点は低位社会群と高位社会群との接觸に基
 く社会的諸關係の分析である。植民地的社会関
 係の特色は時代に度して変遷すべき性質を有
 する。近世の植民地は資本主義近世に於てはと

植民地論と植民地研究

は資本主義的植民地の特徴を有するは、資本主義経済の現行に於て蓋し当然である。

植民地研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

研究は植民地現象の政治的・経済的・社会的・文化的側面からある。故に植民地

植民地研究の共同体系に於ける地位

の要素を主観的特徴を明かにしたいと思ふ。

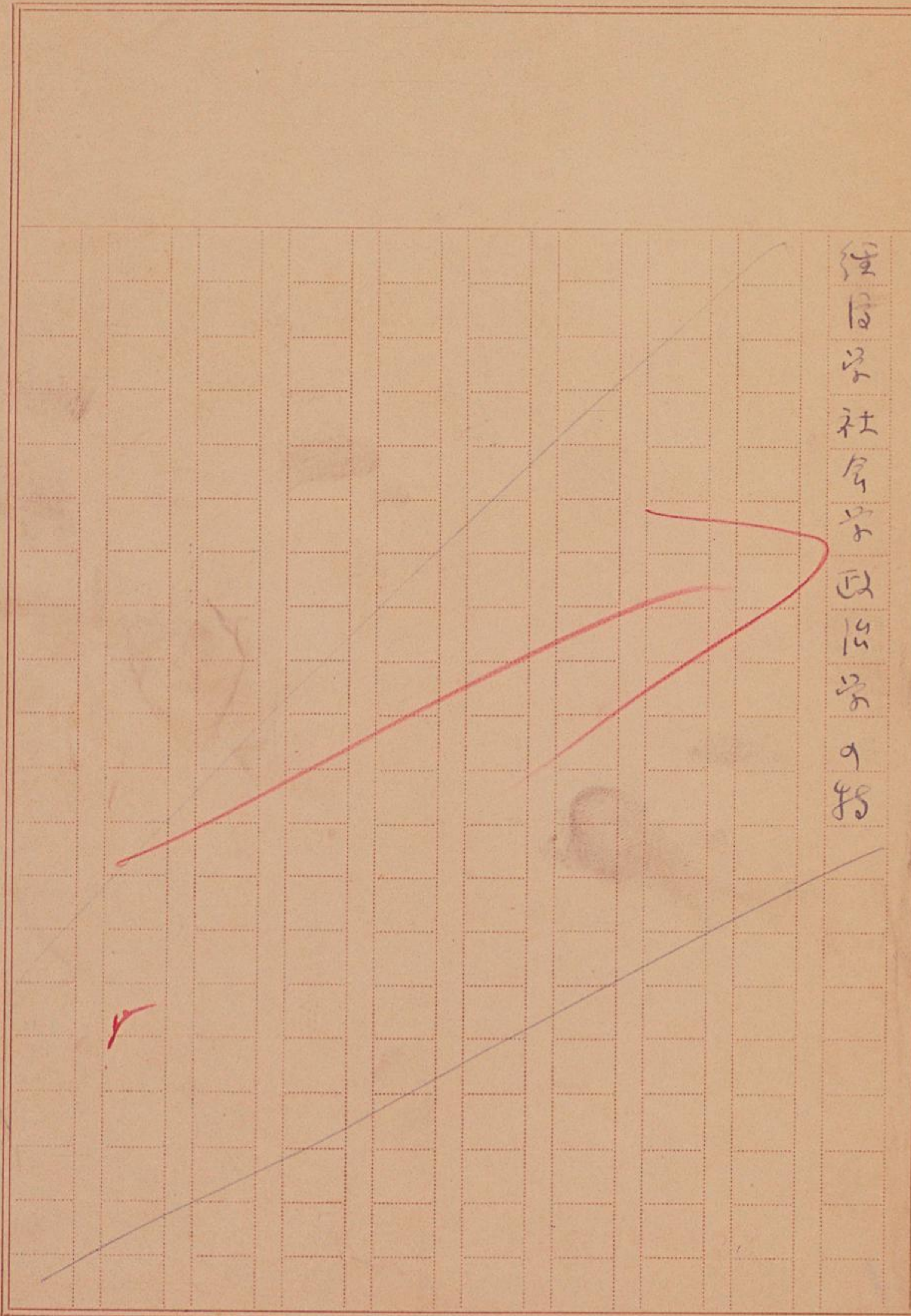
植民地研究の共同体系に於ける地位は、
の非歴に基く判別をかくるに在り、
学政治学や社会学科より特殊研究の綜合大
にあり、植民地研究は種族学社会学東洋学の特

の要素を主観的特徴を明かにしたいと思ふ。

ATHENA(4) 1) Roscher. 説 2) Zoepfl. 説

政治学社会学政治学の特

ツエツアルは政治学は行政学又は国家学の特
殊部門であるとする。之れ彼の政治概念より
見ると然る後論である。永井柳太郎、植田因
之助氏等は政治学を以て政治学の一学科と
す。伊佐ら等は政治学の本質を以て社会的・理
論的・法的ありとする以上、政治学を以て
国家学又は政治学の一学科なりとするを得
ない。それは政治の本質に基く制約を加へる
こと、経済学社会学政治学等の社会科学
の特殊研究の総合的の一体である。政治学は



ATHENA(4)

- 1) 永井柳太郎、政治学論 P.1
- 2) 植田因之助、政治学論、序言 P.3.

殊部内であらう、その何れの一つを以て盡
 くるものはない。植民地を一つの特殊の社会
 現象として特殊の総合研究を要求する。但し
 独立の一例として植民地研究は未だ成り
 以て攝外せられしことを聞かない。 （本稿） ~~ソエソエ~~
 此は前出論文「中東回」として植民地政策「~~と~~
 植民地と植民地研究」

24 植
+

夏
+

20
夏

第二章 植民地の概念

実質的
植民地
形式
植民地
に
於ける
植民地

植民地は、
 一 実質的及び形式的の植民地概念
 二 形式的植民地概念の欠陥
 三 植民地を意味する言葉

植民地は、
 一 政治的従属関係と植民地の本質なりと
 二 経済的治御のあり地域は之を其社会群の植民
 地といふを得べく、其地域が政治的にいふ
 三 植民地領土に属するやを問はるべきなり
 四 故に植民の本質と如何に解するやによりて
 五 植民地の概念と異なる。植民を實質的に解する
 六 るとは、
 七 社会群の移住に伴ふ社会的
 八 経済的治御のあり地域は之を其社会群の植民
 九 地といふを得べく、其地域が政治的にいふ
 十 植民地領土に属するやを問はるべきなり

形式的
植民地
に
於ける
植民地

植民地は、
 一 政治的従属関係と植民地の本質なりと
 二 経済的治御のあり地域は之を其社会群の植民
 三 地といふを得べく、其地域が政治的にいふ
 四 植民地領土に属するやを問はるべきなり
 五 故に植民の本質と如何に解するやによりて
 六 植民地の概念と異なる。植民を實質的に解する
 七 るとは、
 八 社会群の移住に伴ふ社会的
 九 経済的治御のあり地域は之を其社会群の植民
 十 地といふを得べく、其地域が政治的にいふ
 十一 植民地領土に属するやを問はるべきなり

植民地保護

域とせう好、そのである。ボルンハック(Bornhak)が植民地は
 国際法的には内国、国内法的には外国である
 と為せるは、正確なる法律の用語としては不
 適当なるを免れぬが、²⁾ 凡の譬喩として見せ
 ぬまは興味深き暗示を³⁾ 示す。
 植民地的保護地⁴⁾ とは所謂本國の法律の保護
 關係を⁵⁾ 確立するものである。³⁾
 其の地域は本國一の獨立國家の領土であるが
 其の主權の完全なる行使を所謂保護國の爲
 りに制限せうる。保護國係に基く被保護國並

狭義の植民地

植民地⁶⁾、⁷⁾ 他種地⁸⁾ 及び委任統治地⁹⁾
 の植民地は¹⁰⁾ 純粹に¹¹⁾ 國法上の¹²⁾ 領土の一部¹³⁾
 の領土權は完全に¹⁴⁾ 内國に属するものであるが
 、¹⁵⁾ 其の社會構成の特殊性に基きて¹⁶⁾ 史的
 には¹⁷⁾ 國家に固有の領土にあらず¹⁸⁾ 却て新
 に編入せうられた¹⁹⁾ 地域であり、²⁰⁾ 社會的²¹⁾ 條件²²⁾
 從て通常の社會的構成に²³⁾ 特殊性を²⁴⁾ 帯び²⁵⁾
 と多量に²⁶⁾ ありて、²⁷⁾ 之を²⁸⁾ 國家の²⁹⁾ 固有の³⁰⁾ 構成
 部分として³¹⁾ 合併し³²⁾ つくす³³⁾ ことなく、³⁴⁾ 國家の内
 部にありて³⁵⁾ 特殊の³⁶⁾ 法域³⁷⁾、³⁸⁾ 特殊の³⁹⁾ 行政⁴⁰⁾
 地⁴¹⁾ とせう好、そのである。ボルンハック(Bornhak)が植民地は
 国際法的には内国、国内法的には外国である
 と為せるは、正確なる法律の用語としては不
 適当なるを免れぬが、²⁾ 凡の譬喩として見せ
 ぬまは興味深き暗示を³⁾ 示す。
 植民地的保護地⁴⁾ とは所謂本國の法律の保護
 關係を⁵⁾ 確立するものである。³⁾
 其の地域は本國一の獨立國家の領土であるが
 其の主權の完全なる行使を所謂保護國の爲
 りに制限せうる。保護國係に基く被保護國並

ATHENA (4) 2) Sabersky, F. Der Koloniale Inlands- und Auslandsbegriff. S. 14-16.
 3) Köhner, O. Einführung in die Kolonialpolitik. S. 11-12.

26 植

21/2

植民地

植民地とは

植民地的保護地とは 国際法上の保護地とは

国際法上の保護地とは、国家の所屬を認められ、地方に於て保護の権力を認めらるるものなる。名義上酋長の委任を認めらるる。元来国際法上の人格を有するものなるが、国際法上に於ては、保護を與ふる國の領土として認めらるる。

被保護國

國

植民地的保護關係とは別せらるる。保護國の領土は被保護國に對するものなるが、その領土は被保護國の領土に包含せらるる。保護國は、その領土は被保護國の領土に包含せらるる。保護國は、その領土は被保護國の領土に包含せらるる。

保護國の領土は、被保護國の領土に包含せらるる。保護國は、その領土は被保護國の領土に包含せらるる。保護國は、その領土は被保護國の領土に包含せらるる。保護國は、その領土は被保護國の領土に包含せらるる。保護國は、その領土は被保護國の領土に包含せらるる。

植民地的保護地とは

植民地的保護地とは

ATHENA (4)

2) 日本 前出書 天正

植民地的保護地

植民地的保護地とは国際法上何国家にも属せ
ざる地方に對して保護關係ヲ設定せしむるも
のに於て、名義上酋長の権力を認むるも之は
統治上ノ便宜に從ふべしであつて、元來國際
法上ノ人種を有するもつて否りか、國際法
上之等の地域は保護と云ふ國の領土として
認めらる。従つて狭義の屬領と植民地的保護
地とは單に名稱上の差異に止まるもつてあつ
て、共に形式的植民地に屬するは明かである

Schutzgebiete

保護地とは植民地を呼ぶに Schutzgebiete 即

上等

獨逸には保護地なる語を用ゐた。獨逸が近世
的植民事業に參加せるは十九世紀の八十年
代以來のことであつて、而しては ~~植民地~~ ^{ビスマルク}
は獨逸帝國統一の事に急であつて國外の領
土的發展に對しては消極的態度を保持す
に止まつた。彼の政策は領土を創設せんと
するにあらず、^(當時の) ^(國家自ら積極的に海外) ^(獨逸) 商業的企業に於て商人が
土人酋長より讓渡を受けたる統治権を以て
獨逸帝國政府の保護の下に置くことによりて

4
27

5
28

23

一字

商人的企業の
 1) の自由なる發展を仰ぐことの趣旨であ
 った。カメル
 2) カメル
 3) カメル
 4) カメル
 5) カメル
 6) カメル
 7) カメル
 8) カメル
 9) カメル
 10) カメル
 11) カメル
 12) カメル
 13) カメル
 14) カメル
 15) カメル
 16) カメル
 17) カメル
 18) カメル
 19) カメル
 20) カメル
 21) カメル
 22) カメル
 23) カメル
 24) カメル
 25) カメル
 26) カメル
 27) カメル
 28) カメル
 29) カメル
 30) カメル
 31) カメル
 32) カメル
 33) カメル
 34) カメル
 35) カメル
 36) カメル
 37) カメル
 38) カメル
 39) カメル
 40) カメル
 41) カメル
 42) カメル
 43) カメル
 44) カメル
 45) カメル
 46) カメル
 47) カメル
 48) カメル
 49) カメル
 50) カメル
 51) カメル
 52) カメル
 53) カメル
 54) カメル
 55) カメル
 56) カメル
 57) カメル
 58) カメル
 59) カメル
 60) カメル
 61) カメル
 62) カメル
 63) カメル
 64) カメル
 65) カメル
 66) カメル
 67) カメル
 68) カメル
 69) カメル
 70) カメル
 71) カメル
 72) カメル
 73) カメル
 74) カメル
 75) カメル
 76) カメル
 77) カメル
 78) カメル
 79) カメル
 80) カメル
 81) カメル
 82) カメル
 83) カメル
 84) カメル
 85) カメル
 86) カメル
 87) カメル
 88) カメル
 89) カメル
 90) カメル
 91) カメル
 92) カメル
 93) カメル
 94) カメル
 95) カメル
 96) カメル
 97) カメル
 98) カメル
 99) カメル
 100) カメル

ATHENA (4) 4) -1884年七月二十四日帝國議會に於ける Bismarck の演説 (Sabersky, 許出書 5.3.)
 5) Köbner, 許出書 S.13. Sabersky, 5.5-8.
 Einführung in die Kolonialpolitik

6
29

英領の Protectorates

支那より租借となる膠州湾等もこの語の本義 Schutgebieten と呼ばるゝに及んで、この語の本義は單に保護の海外領土的發展を^{の過程}回想せしむる歴史的意思を有するものとす。予定の上は保護の形式的地を指稱する一般的名詞上の用法に到つた。

英國に於ても植民地所管の海外領土と總稱して Colonies and Protectorates (植民地及保護地)といふが、兩者の區別は名義的なるに止る。又印度支那を成す五國中、英領の印度支那土たるは、其の安南、トンキン、カボパヤ、及びラオスは、いづれも Protectorates (保護地)であるが、之等は皆ひとしく印度支那總督の下に統一の行政區域を成し、従つて植民地所管に属する。

以上より如く名義上は保護地であつても本國植民地所管に属するものは、保護の屬領と同視せらるべきであるが、英國の埃及、^{及び}スーダンは、印度のチヌニス及びモロツコ等、國際協定の保護關係若くは之に接近せる地位に立つ

ATHENA(4) 1) Lugard, Sir. F. D. The Dual Mandate in British Tropical Africa. P. 37.

説明 ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされています

7
39

租借地

これは本国外部者所管に属する。併作らざる
小亦便宜上より区別をなすこと多く、兩者の種類
を併せし、保護地を併せて形式的意義の地と
地に包含せしむべきである。

租借地は条約により他国の領土の一部を
併受け、租借期間内は完全には自国の統治権を
行使するが法律關係である。その法律上の性
質に就ては國際法學者の研究に譲らばきやあ
る。之を以て領土権の永久的獲得を意味す
る。また表裏は同様の併合に於てする説は思ふに
正當であるまい。併作らる租借期間中は租借国
又は第三国の主權行使を排除し、且つ自国の
外部的な事務行政区域に属するものとして
あるから、租借地はまた形式的植民地の一部
と看すべしと言ふ得る。

勢力範圍 Sphere of Influence 又は利益範圍 Sphere of Interest
は植民地であるか。蓋し勢力範圍は、
或は國際法上無きもの一定の地域に對する植
民の統治権の延長か、競争中自国の條約によ
り特定の國に併合せしむべき場合(例として)

ATHENA (7) 6) Köber Köber. 前掲書 S. 65. 山本, 前出書 P. 67 以下. 泉哲, 植民地統治論 P. 173 以下.
7) Reinsch, Colonial Government. P. 102 以下. 持田 P. 104 105.

8
91

委任統治地

委任統治地は國際聯盟規約第二十二條によ
 りて始めに規定せられたものである。即ち、世界
 大戰の結果、従前支配したる國の統治を該國大
 植民地及領土に近代世界の激甚たる生
 存競争状態の下に未だ自立し得ざる人民の庇
 護するものとして、護人民に對する後見
 の任務を~~正~~適當なる條件を備ふるとこの先
 進國に委任し、この委任國と~~一~~聯盟に代り
 後見の任務を行はしむるの制度である。而し
 この委任の性質に就ては三種を分ち、A式委任

統治は、従前土耳古帝國に属したる或部族に對
 するものとして、獨立國として後承認を受け得る
 發達の程度に達しなると、~~其~~其の自立し得る時
 期に至ると迄施政上委任國の助言及援助を受く
 べきものとせらる。B式委任統治は中央亞細亞
 アフリカ
 諸島の人民に對するものとして、委任國に於て甚
 の地域の施政の責に任ずべきものがある。而
 してC式は委任統治は西南亞細亞^{アフリカ}及南太平洋
 諸島に對し、委任國領土の構成部分として其
 の國法の下に施政を行ふを以て最良とする。

32 植

27

旧時の韓国、植民地等のため、植民地保護国に類
 似す。地位を有するものと云ふのは、
 政に之を以て「植民地」上より考察すべき何れ
 の種も有せし」と言ふは、形も論として不
 當である。B式委任統治地は、アフリカに於ける
 遠く Schutgebiete の歴史的後進者たるのみならず
 亦、又之と類似の制を以て、C式委任統治
 地は委任國から所轄上より領土権を行使した
 るものたるより、
 全然同一の地位を有するものがあるから、
 委任統治地と

如何にしてかくの如き區別を設け
 られたるやに就ては、後に第四章に於て述ぶ
 るにあらう。今、この等の委任統治地が植民地
 たる概念に包含され得るやに關しては、A式
 委任統治地は独立國として承認を受け得る
 程度である。未だ自立し得ざるが故に、
 委任統治地は保護國の援助を受くべきものとせらる
 べきである。

A式委任統治地は、行政に關する限り
 或は

ATHENA (4) 7) 山本 前出書 P.278-279.
 8) 同上 P.290. 同説不詳



植
93

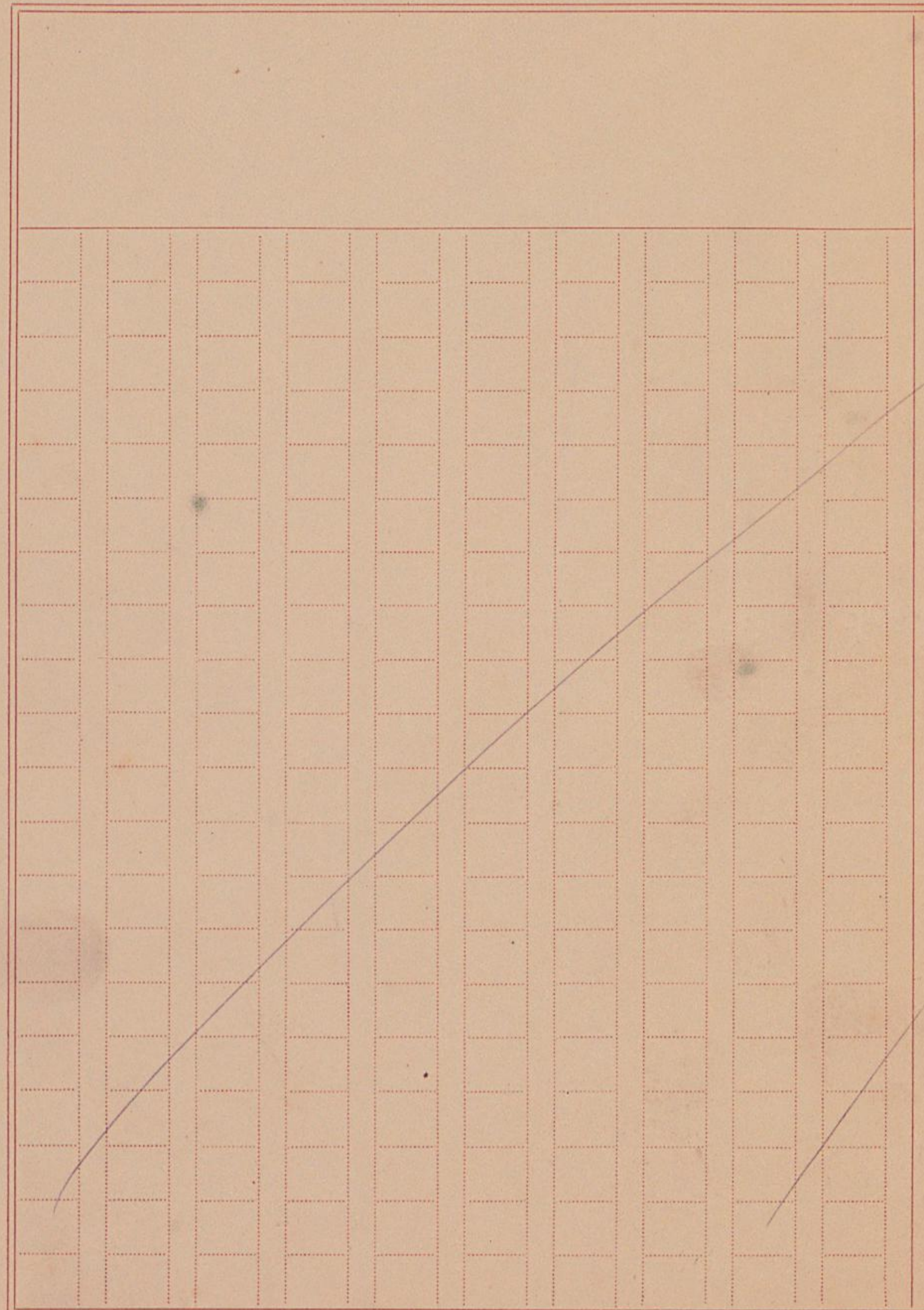
28

勢力の範囲又は
利益の範囲

但統治地は三種ともすべし形亦的概念に於け
る植民地は一種あると云ふを得や。

次に、勢力の範囲又は利益の範囲 (Sphere of influence
Sphere of interest) は植民地に含まれるか。蓋し

勢力の範囲は、或は子版图上を主たる一定の地
域に對する植民地的統治権の延長か。競争國等
の条約によりて特定の國に關係せらるる場
合(例)は、力に於ける排他權 (排他條約) たるあり。



17
54 植

29

1) 植に於ける独逸併備相互間の境界条約(1)は、
 2) 或は他国内の或る地方が特に特定国
 3) と密接なる利害関係を有し、其地域内に於け
 4) るその国民の治権の優越的地位を因縁の協
 5) 定により明示又は黙示に認めらるる場合(例へ
 6) ば日清の南満洲に對する(8)併りあり。いづれも
 7) その地域に對する統治権の延長ありたるもの
 8) であるから、之を以て直ちに形式的権原地と
 9) して得ない、^{前者}利益は未だ實現せしむるに
 10) 利を意味する。9) 併り實現前(10)の種類の利益範
 11) 圍に於いていふも、その有する統治的利害が
 12) 實現せしむるに始めてその地域は権原地となり
 13) 併りして實現せしむるは既に勢力又は利益範
 14) 圍たるものではない、勢力範圍を以て権原地
 15) 範圍の一形式なりとするは正確を以ていふ
 16) を得ない、併りしては権原地的法律關係が之
 17) の前提であつて、プロシヤ分割に多く利用せ
 18) られたるものがあるが、勢力範圍そのものを以て植
 19) 民地統治の一形式なりとするは正確でない。
 20) 併りしての勢力範圍はかくの如き植民地的統治
 21) 権に因連する利益を有しない。

ATHENA (4) 8) Remond. 同上. P. 104-105. 9) 研究ラック協約の起草せしむる今日、かくの如き國際法的意義を有する勢力範圍の存在は疑はしい。
 9) Kibner. S. 14. (但し)
 10) 泉. 前出書. P. 111.

往々ト一と南滿洲に於ける我國の特殊利益主義
 張の論拠として日露戦役以降して其地に注か
 水し租界の権威に訴ふ。併しこの租界は露
 國の鐵劍の派せしものであつて、南滿洲は
 徒に西の軍隊の馬蹄に蹂躪せられざる得るべ
 きや否やである。何を以てか此の理由に基き、
 我々の南滿洲の政治的特殊利益を主
 張し得べきや。我々の南滿洲に於ける特殊
 利益の關係は、我々の在信者比較的多
 く、経済的活脚比較的に豊泰ることと甚く。

我國の植民地

即ち此種の勢力範圍は實地的植民地の結果
 としてあつて、第一種の勢力範圍の形示的
 植民地(統治植民地)の前提(とて認めらる)と
 是に於けるものがある。要するに勢力範圍は實地的植民地
 以上述べる所により一回の特殊統治地域と
 しての植民地は狭義の植民地、植民地保護地
 植民地及び委任統治地とを包含し、而して特
 力範圍をなす。我國に於ては内閣拓殖部の
 所管に属する朝鮮半島樺太(狭義の植民地)、東
 東州(植民地)及び南洋群島(委任統治地)が二の意

45 植

4
36 箱

31

地帯の形式的
概念に對する
疑問

二行分

味に於ての地帯である。普通法
 共通法帯一條は左の如く規定す。
 本法に於て地域と稱スルハ内地、朝鮮、台
 湾、関東州又ハ南洋群島ヲ謂フ
 前項ノ内地ニハ樺太ヲ包含ス
 之に於てハ朝鮮以下の四ノハ内地に對して
 特殊ノ法域となすことハ明かである。而して
 樺太に關してハ二項ノ規定あるは、蓋し共通
 法は然るの右法域相互間に於ける民事及刑事
 適用に關して國する法律にあり、而して樺太に
 は外國民事法及刑事法を適用せざる一故に
 あり。即ち民事刑事に關しては樺太は内地
 であるが、統治別及上内地たるの最上の標識
 たるべき象徴院議決案施行の見せるか
 ら、樺太は内地たるものと云はざるを
 得ない。

上述の如き地帯の形式的概念は法律學的
 又は政治學的的目的のためには或は適当であら
 うが、之に對しては二三の疑問を生ずる。

1. (Gibraltar), (St. Helena) の如き軍事的根拠

地 (Guano) の如き海産(産線) 産地等所謂 植民
 的植民地 (Colonial Settlement) は實際上 植民と(同)
 係する事は極めて薄い。 極端なる例を引いて
 、 衆人の岩礁は南極の氷大陸に後次植と近長
 くと、 之を (流産植産長) 故に 植民地等と呼ぶは、
 植民地の社会政策の研究に何等の關係 すも亦か
あるが。 亦るニとては未だいず
 2. 植民地は國家の所領土なりとせば、 國
 家の直接の臣僚なく、 私人又は私立の会社が政
 地域に對して統治權を設立したる場合は 植民
 地にあらずとしをけんばならぬであらう。
 (1) (Borneo) 及び (Sulu) に對して統治權を得たる
 北婆羅洲の植民地は 銀植は一八八一年に英領政
 府の特許状を受けながら、 二小島の地方は一八
 八八年英國の直接の保護國となつた。 是は、 英國
 の植民地ではなかつたといふ心があるか。
 3. 植民地は國法上本國の一部として取扱
 へ受ける土地ありとせば、 アルガエリーの
 如く 佛蘭德斯の一部として認められ、
 の各縣よりはフランス各縣と同じく 巴里の元

A
38

ツエツフル
の説

に属せざるが。
 之等の諸果は固く、物は再び
 を考察しやうと思ふ。何と云ふは彼は植民地
 概念の形式階層として最も特色あるものなり
 にかう。彼は植民地を以て「^(以下述べる如く)世界経済的及び
 世界政治的的目的を有する、^(以下述べる如く)国家の外部行政
 地域」あると為す。彼は近世国家の領土擴張
 には世界経済的及び世界政治的的目的を以て為
 したる帝國主義的發展に基くニと高調す
 るに於て極め之正當である。即ち彼は世界

走院及び代議院に議員を送出すものは如何
 耶。西班牙に於ては南米諸植民地の喪失と共に
 其の植民地統治制交は一変革を加へ、キ工
 ーバ、ホルト、リコ、及びカチリ、諸島は
 自衛隊に於ては、^(植民地)とせられた。葡萄牙にても植民地は
 (Pernambuco) とせられた。葡萄牙にても植民地は
 Pernambuco とせられた。Pernambuco はゆかりの
 不却命とこの地方の義である。帯付た
 議會に代議士を送る。尤も内地の Pernambuco と
 別して Pernambuco ultramar (海外地方) と呼ばる、^(以下述べる)の
 然るは之等の Pernambuco ultramar は植民地範圍

39

ATHENA (4) 11) "auswärtige Verwaltungsgebiete eines Staates für weltwirtschaftliche und weltpolitische Zwecke."
 12) "auswärtige Verwaltungsgebiete eines Staates für weltwirtschaftliche und weltpolitische Zwecke."
 11) Zoepfl. Kolonien und Kolonialpolitik. (H. d. S. 3. Auflage. S. 930 ff)

86
99

34

経済的目的を以て世界政治的目的よりも根本
 的なる要素なりとするが故に、單なる艦隊根
 拠地の如きは外部の行政地域たるも植民地
 の範疇外に属するものと為す。植民地概念の
 要素として植民地目的を挙ぐるの適宜に於いて
 植民地は衆を以て見ても植民地
 概念の純粹なる形式的構成は、行政改革の研
 究上欠陥あるを知るに足るべからず。
 ツェツフル
 植民地は更に植民地は國家の行政地域なりと
 するが故に、直接に國家の行政地域にあらざ
 る保護國、又は特許会社の領有地域は之を植
 民地に属せざるものとす。
 外部の行政地域たるを要するが故に、パール
 エリー又は西、南の (provincia ultramarina) の如きは
 植民地たる地位を與へざる、ものを植民地たる
 性質に於て稀薄なりと為すのである。
 ニの形式的区別の必要を疑はす。英領北ホ
 ルネオは (North Borneo Chartered Company) の統治を受け
 たるとき、既に英國にとりて世界経済的意義
 を有しなかつたのであるか。或は (British)

17
40

35

植民地とは何ぞ
と指す語

South Africa Company) の統治するところなる南ア
 ーデンアは、^(南アフリカ)の故に、英國植民地研究より
 除外せざるべきであるか。又一方、植民地はア
 ルバエリ、北アフリカ、佛領の一部なりとする
 佛國學者の佛領植民地を叙述研究するもの
 悉くアルジェリに及ばざりし¹³⁾ 之れも
 の因に上り地位如何に拘らず、官治的社會政
 國像に於ては他の植民地と同様なるものあり
 加故である。

以上を以て、植民地概念の形而的法的律的解決
 定は植民地の實質に触れず、徒て植民地研究の
 學理的基礎と爲すに能く^{不十分な} 憾^を 知るべき
 であらう。實質的植民地は、その地域が本國統治
 には、^{本國領土}に植民地を指稱する各國法上の
 之^の 誤解^を やう、且、植民地概念の研究に著
 考となるべきを思ふが故である。

ギリシヤ語の Apoklia ^及 Karamachia の^中 語
 前者は ^{コリント} スパルタ等の植民地に
 して、後者はアゼニス、マセドニアの植民
 地である。Apoklia の字義は郷土を離るるこ

ATHENA 4) 13) 佛領の植民地。Le domaine colonial français 卷の35「アフリカ」の一は「北アフリカ (Algérie, Tunisie, Maroc) であるが
 「北アフリカは、^{歴史} 偶然、^{内政} 上層階級の政果 植民地の新管外に置かれし^る」に過ぎない。—— Sarraut, A. La Mise
 en Valeur des Colonies Françaises. 1923. P. 128-129.

41 植

Apikia

植民地を意味する在国語

植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語

植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語

植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語

植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語

植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語
植民地を意味する在国語

ATHENA(4)

植に服する地域(形式的植民地)なることにより
特殊の便宜を享受する存在者に對する政治
的文脈は植民の(社会的)諸關係に重大なる影響
を及ぼす。従つて形式的意義に於ける植民地
の最も多く植民研究の(範圍に入る)ありか
、又はその地域に於ける植民の在国(植民者)の
存否關係を社會的に對する影響が特に顯著な
か故であつて、形式的概念の中心たる法律
性質に着眼するものとなる。植民研究の對象
は形

植に服する地域(形式的植民地)なることにより
特殊の便宜を享受する存在者に對する政治
的文脈は植民の(社会的)諸關係に重大なる影響
を及ぼす。従つて形式的意義に於ける植民地
の最も多く植民研究の(範圍に入る)ありか
、又はその地域に於ける植民の在国(植民者)の
存否關係を社會的に對する影響が特に顯著な
か故であつて、形式的概念の中心たる法律
性質に着眼するものとなる。植民研究の對象
は形

植に服する地域(形式的植民地)なることにより
特殊の便宜を享受する存在者に對する政治
的文脈は植民の(社会的)諸關係に重大なる影響
を及ぼす。従つて形式的意義に於ける植民地
の最も多く植民研究の(範圍に入る)ありか
、又はその地域に於ける植民の在国(植民者)の
存否關係を社會的に對する影響が特に顯著な
か故であつて、形式的概念の中心たる法律
性質に着眼するものとなる。植民研究の對象
は形

植に服する地域(形式的植民地)なることにより
特殊の便宜を享受する存在者に對する政治
的文脈は植民の(社会的)諸關係に重大なる影響
を及ぼす。従つて形式的意義に於ける植民地
の最も多く植民研究の(範圍に入る)ありか
、又はその地域に於ける植民の在国(植民者)の
存否關係を社會的に對する影響が特に顯著な
か故であつて、形式的概念の中心たる法律
性質に着眼するものとなる。植民研究の對象
は形

4
42

36

Kleinruhin

制する認めらるたりといふ。
 の如く官債的には地権地たりしか。形式的
 には地権地たる性質の落かりしものあり
 権
 クレヒア
 の字義は抽籤により土地の割を
 を受くると意味する。即ちアセスメントに於
 ては征服地を区分して賣り去る市街に抽籤
 をして管へ。而して是等は本町の市民と
 一の権利義務を連続的に保有した。故に
 72、在国は本國と政治的債務

ATHENA (4)

一字

ることを意味す。即ち本國を融し(大)移位(地)あり
 る。本國と(アセスメント)との間には嚴密なる意味
 に於ての政治的債務關係は存在せりし
 一、しかも單なる経済的関係以上のものあり
 した。即ち(アセスメント)創設の際には本國より才
 キステース(Probates)なる指導者を任命して諸利益立地の
 任に當らしめ、當時の子供並に(アセスメント)に
 なる意味を有せし宗教的祭祀には(アセスメント)の
 代表者も列席し、戦時にきりては相互的
 即の義務あるものとせらる。且つ(アセスメント)の
 たりたため

Colonia

とと共に本國に對して密切なる屬領的關係に立つたものである。その模倣ローマの (Colonia) と類似せるが故に、ローマの言語の普及と共にギリシヤ人の ~~Colonia~~ も亦 ~~Colonia~~ と稱せらるゝに至つた。¹⁴⁾

ラテン語の (Colonia) は *colonus* (土地を耕作する) より出で、耕作者又は殖民定着者の一國を指し、或は耕作地又は或はその地域を指す。^(ローマ) の植民地 ~~Colonia~~ は征服地の土地を分割して從軍兵士に賜ふて使田

Colony

をさす一め、或は官吏に賜つて耕作せしめたりである。全然本國に從屬し、後には (Colonia) と (Municipium) との差は全然擬似的な上に至つたといふ。

Colonia は現代語たる (Colony, Colonie, Kolonie) を生じた。併せて英國に於ても ~~Colony~~ の公稱法として Colony なる文字の用いられ、此擬似的近代の Colony である。最初の植民地行政の独立的中央構造は一六六〇年 ~~Colony~~ (Principium) の一書 ~~Colony~~ 内に設けられ、是を ~~Colony~~ と稱す。

20
49 植

ATHENA (4) (14) 聖約聖書中植民地なる語の見事唯一の箇所たる使徒行傳第十六章十一節には *Kolonice Kolwrya* なる語を用ひ、「コロビ」はマゲドニヤの中にこの地の一町の所に植民地あり

44 藍

12 至る迄多くは Province である。

大か、共に本國より政治的従属關係を有する

12 總督を以て統治せしむるものと國王が直接的

Palatine の地位を有するもの(即ち封建的領主)

により来りたるものがある。 Province は County

である。

大なる(領土内の) Province なる語を用いた。

12 至る迄多くは Province である。

12 至る迄多くは Province である。

大か、共に本國より政治的従属關係を有する

12 總督を以て統治せしむるものと國王が直接的

Palatine の地位を有するもの(即ち封建的領主)

により来りたるものがある。 Province は County

である。

大なる(領土内の) Province なる語を用いた。

12 至る迄多くは Province である。

ATHENA (4) (15) Snow, A. H. The Administration of Dependencies, P. 92.
 (16) 同上書, P. 94-100.

39

dominion

(西葡の provincia ultramaris については 頁を見よ)。
 アメリカ植民地中にも在り
 独立に至る迄 (Dominion)
 と稱せられた。 dominion なる語は本来一家 (domus)
 元主かその家の上に行使する権力を意味す
 る。故に國家の屬領を呼ぶに此語を以てす
 る時は、特に君主と他人的密接の關係を
 も有する直轄地の意味を包摂す。 例として
 六二年に ^(チャールズ二世) ~~Charles II~~ ^(カール五世) ~~Charles V~~ を直轄するに至
 りたる時、その間に "Dominion of Virginia" なる名
 と譽へた所ありあらしむ。
 (オントリオ、クエベック、ニューブランズウィック、ノヴァ
 一八六七年) (Ontario, Quebec, New Brunswick, Nova

上字

45

上字

Scotia) の "Provincia" 名を有する (British North America
 本) によりて 政治的団体に結合せられ、其
 任内國領を有する自治的制交か更に與へら
 れたる時 (Dominion of Canada) と公に呼ばるゝ
 に至つた。 その後 ^(ニューファンドランド) ~~Newfoundland~~ ^(ニューブランズウィック) ~~New Brunswick~~ ^(ノヴァスコシア) ~~Nova Scotia~~ 等
 稱呼をもつに至つた。 二の他責任内國領の
 憲法を有する 海峽聯邦、南アフリカ、英
 (海峽聯邦) ^(Commonwealth of Australia) (Union of South Africa)
 (Newfoundland) (New Free State) 等は
 其の如き憲法的交